

060-8789 札幌中央郵便局私書箱 66 号
☎011-751-8833 fax011-711-0696
<http://yusanrosapporo.web.fc2.com/>

郵政産業ユニオン

さっぽろ

発行
郵政産業労働者ユニオン札幌支部
発行責任者 岩倉 政義

2月17日札幌支部

「支部交渉の連続」で
団体交渉で決裂!

組合側二人、会社側二人
で交渉は始まりました。
最初に協約第20条第2
項第6号「支部交渉の手
続」、附属覚書第24条によ
つての1号から6号につ
いて協議しました。

1号で「事業場」の範囲
(社員の勤務する事業場
名)で、組合側は会社が示
した協定書の作成例では、
『郵便局の範囲は別紙1
の郵便局のうち』との文言
が示すとおり別紙1に列
記した郵便局のうちに含
まれていれば良いもので
ある旨の説明をして会社
側に理解をしよう求め
たところ、「どこの郵便局
に組合員がいるのか把握
できない、服務表改正時な
ど組合員がいなければ提
示できない、氏名の報告を
お願いしたい」、組合側は
「組織調査をしているで

はないか。非正規組合員は
立場上差別的扱いをされ
たりするので公表しない、
指名の報告まで求めるの
は不当労働行為であり組
合に対する支配介入にな
る」と反論しました。会社
は「持ち帰り検討する」と
して決裂しました。

2月22日団体交渉
再開!

組合側三人、会社側二人
会社側は、『勤務する事
業場』と協定書の作成例の
文言を修正提案しました。
組合側は、「郵産労札幌
中央郵便局支部と同じ文
言で締結後、異動があつた
にも関わらず今回執拗に
求めるのは何故か、差別で
はないか、組合加入は自由
である異動の度に提出す
るのか、JP労組は締結して
いるのか、人数・氏名の報
告発言は撤回で宜しい
か」、会社側は、「人数では
なくゼロを境界に事業場

にいるかないか、人数・
氏名は必要ないものです、
JP労組は締結していると
思います、19年の締結は
労使が深く考えられてい
なかつたと思われるので
協約上の文言になつたも
のである」
組合側は、「覚書24条で
定めることができるかとあ
り定めなくても良いと組
合は解釈している、協定締
結をもって苦情処理案件
を受理するのも不当労働
行為にあたる」旨見解を主
張し、「19年締結の経緯と
苦情処理案件がある」こと
から、協定締結に固執する
会社側に抗議しながら、止
む無く締結しました。
スキル回復!
翌23日、会社は支部会
議の開催もせずに、今回の
評価でスキルB有からA
無に回復すると言つてき
た、申告者本人は了承し
て、申告を取り下げまし
た。

全国から200名 本社前集会開催

郵政リストラを許さず労働運動の発展
を目指す全国共同会議は、29日16春闘勝
利、郵政非正規労働者の正社員化と均等待
遇を求めて本社前要請行動を、非正規署名
29・413筆を携えて行いました。



集会アピールでは、「会社は決算状況に
ついて堅調に推移と説明、その堅調を支え
てきた非正規労働者の努力に報いるのか、
素知らぬ顔で捨て置くのかの正念場」と宣
言しました。

午後からは、非正規労働者が中心の院内
集会が100名の参加で開かれました。